

安心いちばんおおいた産農産物減化学肥料・減化学合成農薬栽培基準

第1 目的

この栽培基準は、安心いちばんおおいた産農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第5に基づき、化学肥料及び化学合成農薬の使用を減じて栽培する取組についての基準等を定めることを目的とする。

第2 適用の範囲

この栽培基準は、要綱第5に規定する「5割減区分」及び「10割減区分」により農産物の生産を行う場合に適用する。

第3 栽培基準

栽培する際の基本的な基準は、以下のとおりとする。

(1) ほ場

認証を受ける農産物を生産するほ場は、他のほ場と明瞭に区別することが可能であること。また、10割減区分で生産された農産物（以下「10割減農産物」という。）において、近隣からの使用禁止資材の飛散、流入防止の措置に努めること。

(2) 種苗

遺伝子組み換え技術により育成された品種の種子及び種苗でないこと。また、10割減農産物において、化学肥料及び化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等を使用することは可能とする。

(3) 土壌・養液管理

ア土壌管理にあたっては、土壌診断に基づき適正な堆肥等の有機物の施用や化学合成されたもの以外による土壌改良資材等による土づくりに努めていること。

イ養液管理にあたっては、養液管理を適正に行うとともに、排液の適正処理に努めていること。

ウ有機質肥料の施用にあたっては、窒素成分の投入量が過大とならないよう十分留意されていること。

(4) 病虫害及び雑草管理

病虫害及び雑草の防除にあたっては、「大分県主要農作物病虫害及び雑草防除指導指針」を基本とし、耕種的防除、物理的防除、生物的防除等を組合わせた総合防除に努めること。また、農薬を使用する場合は、より毒性の低い農薬の使用に努めるとともに、農薬使用基準を遵守すること。

(5) 他の農産物との混合防止

収穫後の輸送、選別、調整、洗浄及び包装等の作業において、認証農産物以外の農産物と混合しないような措置がとられていること。

第4 施肥防除基準

化学肥料の使用量及び化学合成農薬の使用成分回数の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 認証に係る化学肥料及び化学合成農薬の使用基準は別添1に掲げるとおりとする。
- (2) 化学肥料の窒素分量は、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了時までの期間において使用した全窒素分量とする。
- (3) 化学合成農薬の使用成分回数は、農作物の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶等の多年生の植物から収穫されるものにあつては、前作の収穫直後とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間において使用した農薬の有効成分の延べ使用回数とする。
- (4) 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機農産物規格」という。）の別表1の肥料及び別表2の農薬について、窒素分量及び使用成分回数はカウントしないこととする。
- (5) 有機農産物規格の別表2の農薬と化学合成農薬の混合剤については、化学合成農薬のみの有効成分数を使用回数にカウントすることとする。
- (6) 5割減区分においては、植物防疫法第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、使用可能とする。

別添 1

安心いちばんおおいた産農産物認証制度に係る化学肥料並びに化学合成農薬の使用基準及び慣行基準

平成27年2月1日

作物名（品種名）	作 型 等	5 割減農産物基準		慣行基準		備考	
		化学肥料 の窒素成 分量 (kg/10a)	化学合成 農薬の使 用回数 (成分回数)	化学肥料 の窒素成 分量 (kg/10a)	化学合成 農薬の使 用回数 (成分回数)		
作物	水稲（コシヒカリ等）	早期、早植え	2.5	8	5.0	17	
	水稲（ひとめぼれ等）	普通期（極早生）	2.5	10	5.0	20	
	水稲（つや姫）	普通期（極早生）	3.0	10	6.0	20	
	水稲（ヒノヒカリ等）	普通期（早生、中生）	3.5	10	7.0	20	
	水稲（あきまさり等）	普通期（晩生）	5.0	10	10.0	20	
	大麦		5.0	3	10.0	6	
	裸麦		5.5	3	11.0	6	
	小麦		5.0	3	10.0	6	
	大豆		1.5	4	3.0	8	
	茶		30.0	6	60.0	12	
	野	トマト	冬春（9月～6月）	15.0	20	30.0	40
トマト		夏秋（4月～11月）	15.0	19	30.0	38	
トマト		低段密植（周年栽培）	—	5	—	10	
ミニトマト		冬春（9月～6月）	18.0	28	36.0	56	
ミニトマト		夏秋（4月～11月）	15.0	19	30.0	38	
なす		夏秋	28.0	20	56.0	40	
なす		半促成	26.0	15	52.0	30	
きゅうり		抑制（8月～1月）	13.0	21	26.0	43	
きゅうり		促成（10月～7月）	25.0	38	50.0	76	
きゅうり		半促成（2月～7月）	20.0	27	40.0	55	
きゅうり		夏秋	20.0	20	40.0	40	
にがうり		露地	16.0	7	32.0	14	
メロン		周年	8.0	9	16.0	18	
スイカ		トンネル、露地	8.0	12	16.0	24	
スイカ		ハウス	10.0	9	20.0	18	
かぼちゃ		トンネル、露地	9.0	5	18.0	10	
ピーマン		夏秋	17.5	16	35.0	32	
ししとう		夏秋	17.5	10	35.0	20	
オクラ		早熟	13.0	6	26.0	12	
いちご（土耕）			15.0	25	30.0	50	親株床除く
いちご（高設）		5月まで収穫	—	25	—	50	親株床除く
いちご（高設）		7月まで収穫	—	30	—	60	親株床除く
スイートコーン		露地	12.5	3	25.0	6	
いんげん		夏秋	10.0	5	20.0	10	
未成熟えんどう		夏まきハウス	8.0	5	16.0	10	
未成熟えんどう		秋まき	8.0	5	16.0	10	
キャベツ		夏秋	12.5	7	25.0	14	
キャベツ		冬春	12.5	4	25.0	8	
はくさい		冬春	12.5	10	25.0	20	
結球レタス			7.5	7	15.0	14	
ほうれんそう		周年	10.0	4	20.0	8	
チンゲンサイ		周年	7.5	6	15.0	12	
こまつな		周年	7.5	3	15.0	6	
しゅんぎく		摘取り	7.5	6	15.0	12	
たかな			16.5	3	33.0	7	
なばな			12.5	3	25.0	6	
みずな		10.0	2	20.0	4		
おおば	周年	30.0	12	60.0	24		
パセリ	周年	21.0	12	42.0	24		
セルリー		28.0	10	56.0	20		
みつば	水耕	—	3	—	6		
せり	土耕	3.0	2	6.0	4		
せり	水耕	—	3	—	6		
クレソン		6.0	6	12.0	12		

菜

別添 1

安心いちばんおおいた産農産物認証制度に係る化学肥料並びに化学合成農薬の使用基準及び慣行基準

平成27年2月1日

作物名（品種名）	作 型 等	5 割減農産物基準		慣行基準		備考
		化学肥料 の窒素成 分量 (kg/10a)	化学合成 農薬の使 用回数 (成分回数)	化学肥料 の窒素成 分量 (kg/10a)	化学合成 農薬の使 用回数 (成分回数)	
野 菜	白ねぎ	周年	12.0	10	24.0	20
	小ねぎ	(12月～2月播種)	9.0	4	18.0	8
	小ねぎ	(3月～11月播種)	9.0	6	18.0	12
	小ねぎ	水耕	—	4	—	8
	にら	播種～1回目収穫まで	16.0	7	32.0	14
	にら	2回目以降収穫	4.0	2	8.0	4
	たまねぎ	早出し	12.5	7	25.0	15
	たまねぎ	普通（貯蔵）	15.0	13	30.0	26
	ブロッコリー	秋冬	12.5	5	25.0	10
	アスパラガス	雨よけハウス	25.0	10	50.0	20
	だいこん	夏秋	6.0	4	12.0	8
	だいこん	冬春	6.0	2	12.0	4
	ごぼう	露地	9.0	4	18.0	8
	にんじん	トンネル	11.0	3	22.0	6
	しょうが		15.0	15	30.0	30
	さといも		11.0	5	22.0	10
	かんしょ	普通	3.0	3	6.0	6
	やまいも		3.0	2	6.0	4
	ばれいしょ	春作	8.0	5	16.0	10
	ばれいしょ	秋作	7.5	4	15.0	8
みょうが	露地	4.0	2	8.0	4	
つわぶき		8.0	3	16.0	6	
わさび		12.5	5	25.0	11	
にんにく	普通栽培	12.4	6	24.8	12	
にんにく	マルチ	11.4	6	22.8	13	
果 樹	温州みかん	極早生、早生、普通	11.0	9	22.0	18
	温州みかん	ハウス	10.0	10	20.0	20
	中晩柑かんきつ類		16.0	8	32.0	16
	かぼす	露地	15.0	9	30.0	18
	かぼす	ハウス	13.5	7	27.0	14
	ゆず		12.0	6	24.0	12
	レモン	露地	20.0	9	40.0	18
	レモン	ハウス	30.0	7	60.0	14
	ぶどう（巨峰、ピオーネ）		4.0	10	8.0	20
	ぶどう	ハウス	7.0	9	14.0	18
	ぶどう（デラウェア）		8.0	6	16.0	12
	ぶどう（デラウェア）	ハウス	8.5	6	17.0	12
	かき		10.0	8	20.0	16
	くり		8.0	4	16.0	8
	銀杏		10.0	3	20.0	6
	もも		7.5	9	15.0	18
	すもも		6.0	7	12.0	14
	うめ		6.0	8	12.0	16
	キウイフルーツ		8.0	4	16.0	8
	びわ	露地	12.0	7	24.0	14
いちじく		10.0	8	20.0	16	
なし（幸水、豊水、二十世紀）		15.0	17	30.0	34	
なし（新高、新興、晩三吉）		17.0	18	34.0	37	
ブルーベリー		2.5	2	5.0	4	

※留意事項

- ①基準策定に当たっては、各地区の実態と栽培暦を参考にしている。
- ②化学肥料の窒素成分量については、化学合成に由来する窒素成分を全て含む。
- ③化学合成農薬の使用回数は成分回数であり、2成分の混合剤を1回使った場合は2回とカウントする。
- ④記載されていない作物については、個別に別途策定する。
- ⑤基準値は一作当たりとする。